

一関市指定給水装置工事事業者の違反行為等に係る処分基準					
違反項目	根拠条文 (水道法)	関係法令条文		違反内容	処分内容
		水道法	水道法 施行規則		
指定要件違反	第25条の1 第1項第1号	第25条の3 第1項第1号	第21条	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し
		第1項第2号	第20条	2. 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し
		第1項第3号イ		3. 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものであることが判明したとき。	指定取消し
		第1項第3号ロ		4. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定取消し
		第1項第3号ハ		5. 水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
		第1項第3号ニ		6. 指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
		第1項第3号ホ		7. 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。	
				①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定取消し又は 指定停止6月以下
				②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	指定停止6月以下
				③施工上の安全管理を怠り従業員を死傷させたとき。	指定停止3月以下
				④施工上の安全管理を怠り公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定停止6月以下
				⑤研修機会の確保をしなかったとき。	文書注意
				⑥文書注意に従わないとき。	文書警告
				⑦文書警告に従わないとき。	指定停止3月以下

		第1項第3号へ		<p>⑧その他の違反行為。 (主として管理者の承認を受けないで工事を施行したとき、又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。)</p> <p>8. 法人であってその役員のうち、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれかに該当する者があるもの。</p>	<p>指定停止6月以下</p> <p>指定取消し</p>
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第25条の1第1項第2号	<p>第25条の4第1項</p> <p>第2項</p>	<p>第21条</p> <p>第22条</p>	<p>1. 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。</p> <p>2. 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。</p>	<p>指定停止3月以下</p> <p>指定取消し</p>
届出義務違反	第25条の11第1項第3号	第25条の7	第34条・第35条	<p>1. 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>2. 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき、又は虚偽の届出をしたとき。</p>	<p>指定取消し</p> <p>指定取消し</p>
事業の運営基準違反	第25条の11第1項第4号	第25条の8	<p>第36条第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p> <p>第5号イ</p>	<p>1. 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。</p> <p>2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に従事する他の者を実地に監督させないとき。</p> <p>3. 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。</p> <p>4. 水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構</p>	<p>指定停止1月以下</p> <p>指定停止1月以下</p> <p>指定停止6月以下</p> <p>指定停止6月以下</p>

			第5号ロ	造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定停止3月以下
			第6号	5. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。 6. 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置工事ごとに工事記録を作成させなかったとき、又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定停止3月以下
工事施行に関する義務違反	第25条の11 第1項第5号 第1項第6号 第1項第7号	第25条の9 第25条の10		1. 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を立ち会わせないとき。 2. 給水装置工事に関する報告若しくは資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 3. 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいとき。	指定停止3月以下 指定停止3月以下 指定停止6月以下
不正申請	第25条の11 第1項第8号	第16条の2 第1項		1. 不正の手段により指定給水装置工事事業者として指定を受けたとき。	指定取消し